

徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員旅費規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県病院局病院事業職員の旅費及び費用弁償に関する規程

本則中「企業職員」の下に「であるもの（次条において「旅行者」という。）のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員以外のもの」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして、「（旅費の支給）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（費用弁償）

第二条 旅行者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員には、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の例により、費用弁償として、通勤に要する費用及び旅費を支給する。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。